

感染症後の登校について

医療機関より以下の表に書かれている感染症、又はその感染症の疑いと診断された場合、登校を見合わせていただくことがあります。(その間の欠席は出席停止扱いとなります)登校再開については、医師の許可及び『感染症後の登校について』の提出が必要となります。

	感染症の種類	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱, ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア, 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザ(H5N1) など	治癒するまで
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※無症状の場合は検体を採取した日から5日を経過するまで ☆出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスク着用を奨励
	インフルエンザ(H5N1を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有のせきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(例) 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎 など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 条件により出席停止となる感染症であり、学校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

----- ✂ 切りとり -----

医療機関用、保護者用のいずれかを記入の上、担任へ提出してください。

医療機関用	診断名 _____ により出席停止していた 生徒名 _____ の登校を _____ 月 _____ 日より許可します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____ <div style="text-align: right;">医師氏名 _____</div>
保護者用	診断名 _____ により 【 _____ 月 _____ 日】から【 _____ 月 _____ 日】まで学校を休みましたが、 担当医師より登校の許可が出たので、【 _____ 月 _____ 日】より登校を再開します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生徒氏名 _____ <div style="text-align: right;">保護者氏名 _____</div> <div style="text-align: right;">医療機関名 _____</div>

☆担任⇒保健室